

定 款

2022年6月29日 改定

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションと称する。英文では、GS Yuasa Corporation と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を京都市に置く。

(目 的)

第3条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること、ならびに次の事業を営むことを目的とする。

1. 電池、整流器、照明機器その他の電気機器の製造、販売
2. 電池、整流器、照明機器その他の電気機器の製造業務および研究開発業務の請負ならびに受託
3. 電池、合成樹脂製品およびゴム製品の製造機械の製造、販売
4. 合成樹脂製品およびゴム製品の製造、加工および販売
5. 自動車関連機器、部品、用品類の製造、販売
6. 電動車、電気自動車および電気自動車関連機器の製造、販売
7. 受変電設備および配電盤の製造、販売
8. 計量器、測定器および医療機器の製造、販売
9. 公害防除機器、防災機器の製造、販売
10. 環境測定業務
11. 産業廃棄物の収集、運搬、処理、再生に関する業務
12. 地域開発、都市開発および環境整備に関する調査、研究、企画、設計および監理の請負ならびに受託
13. 倉庫業、梱包業および貨物自動車運送事業、同取扱業
14. 海上運送業および航空運送業ならびに通関業
15. 不動産の売買、賃貸借およびこれらの仲介ならびに管理
16. 電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事、その他建設工事の設計、請負、施工
17. 建物、工場または各種施設内における漏電、放電、温度上昇、発炎等を検知する異常監視システムの開発、運営およびこれに関する装置の保守、管理
18. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
19. 金融業、総合リース業ならびに有価証券の保有および運用
20. 警備保障業務
21. コンピュータによる情報処理およびソフトウェアの開発、販売
22. 労働者派遣事業
23. 経営コンサルティング業
24. 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、商品化権等）の実施、利用許諾、維持、管理
25. 企業の経営管理、販売活動および情報処理等に関する人材育成のための教育事業その他の教育研修事業ならびに学習塾および文化教室の経営
26. 宿泊施設、遊戯施設、文化ホール、ショッピングセンターおよび飲食店の経営
27. 健康の管理および増進に関する施設の経営

28. スポーツ用品、事務用品、日用雑貨品および飲食料品の販売
29. 旅行業
30. 介護保険法による訪問介護サービスの居宅サービス事業
31. 発電および電気の供給、販売ならびにこれらに関連する電気機器、部分品、付属品の製造、販売
32. 発電に係る設備の設置、運用および保守管理業務
33. 発電に係るコンサルティング業
34. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億8千万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令またはこの定款の定めによるほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要あるときに、それぞれ取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。

② 取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

② 取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会の議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、その代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

② 前項の議事録は、法令に別段の定めがある場合を除き、10 年間本店に、その写しを 5 年間支店に、それぞれ備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、16名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。
- ③ 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により、取締役の中から、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を定めるほか、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、取締役会長がこれを招集してその議長となる。

- ② 取締役会長がなきときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
- ③ 取締役会の招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- ④ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

- ② 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

- ② 前項の議事録は10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款の定めによるほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 29 条 当会社の監査役は、6 名以内とする。

(選 任)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

③ 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 33 条 監査役会の招集の通知は、会日の 3 日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第 34 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもってこれを行なう。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

- ② 前項の議事録は 10 年間本店に備え置く。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款の定めによるほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 39 条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 前 2 条による剰余金の配当が、支払開始日から 3 年を経過してなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

(附 則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上